

共同利用施設の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（措法44の3、68の24、旧措法44の4、68の24）

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	
----------------------	---	---	-----	--

共同利用施設の区分	1	44条の3第1項 68条の24第1項 旧44条の4第1項 旧68条の24第1項	44条の3第1項 68条の24第1項 旧44条の4第1項 旧68条の24第1項	44条の3第1項 68条の24第1項 旧44条の4第1項 旧68条の24第1項	
共同利用施設の種類等	2				
共同利用施設の名称	3				
取得等年月日	4	平・	平・	平・	
事業の用に供した年月日	5	平・	平・	平・	
取得価額	6	円	円	円	
特別償却率	7	$\frac{6 \text{ 又は } 8}{100}$	$\frac{6 \text{ 又は } 8}{100}$	$\frac{6 \text{ 又は } 8}{100}$	
特別償却限度額 (6) × (7)	8	円	円	円	
償却・準備金方式の区分	9	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金	
適用要件等	認定振興計画の認定の年月日	10	平・	平・	平・
	その他参考となる事項	11			

特別償却の付表（十四） 平二十三・六・三十以後終了事業年度又は連結事業年度分

特別償却の付表（十四）の記載の仕方

- 1 この付表（十四）は、青色申告法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第44条の3《共同利用施設の特別償却》若しくは現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律第17条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「平成23年6月旧措置法」といいます。）第44条の4《共同利用施設の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が措置法第68条の24《共同利用施設の特別償却》若しくは平成23年6月旧措置法第68条の24《共同利用施設の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、共同利用施設の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、青色申告法人又は連結法人が所有権移転外リース取引により取得した共同利用施設については、この制度の適用はありませんので、注意してください。
- 2 「共同利用施設の区分1」は、措置法第44条の3第1項若しくは第68条の24第1項又は平成23年6月旧措置法第44条の4第1項若しくは第68条の24第1項のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。
- 3 「共同利用施設の種類等2」には、耐用年数省令別表に基づき、措置法第44条の3第1項若しくは第68条の24第1項又は平成23年6月旧措置法第44条の4第1項若しくは第68条の24第1項の共同利用施設の適用対象資産（以下これらを「共同利用施設」といいます。）の種類、構造、細目等を記載します。
- 4 「共同利用施設の名称3」には、共同利用施設に該当する資産の名称を記載します。
- 5 「取得価額6」には、共同利用施設の取得価額を記載します。

ただし、その共同利用施設につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。
- 6 「特別償却率7」の分子は、次の区分に応じ、それぞれ次の数字を○で囲みます。
 - (1) 共同利用施設が措置法第44条の3（又は措置法第68条の24）に該当する場合…「6」
 - (2) 平成23年6月30日前に取得等をした共同利用施設が平成23年6月旧措置法第44条の4（又は第68条の24）に該当する場合…「8」
- 7 「償却・準備金方式の区分9」は、その共同利用施設につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 8 「認定振興計画の認定の年月日10」には、措置法第44条の3第1項若しくは第68条の24第1項又は平成23年6月旧措置法第44条の4第1項若しくは第68条の24第1項に掲げる計画の認定を受けた年月日を記載します。